

富山市では、県外から転入し、市内の介護または看護の養成機関※で学ぶ学生を支援します！

介護福祉士や看護師、准看護師の資格取得を目指して、県外から市内の養成機関※に就学する学生を対象に就学中の家賃の一部を支援します。

また、家賃の補助金を受けて市内の養成機関を卒業後、取得した資格を活かし、市内の事業所等に就職した場合には、就職祝い金も支給します。

家賃の支援額

就学中の月額家賃

2分の1を支援！
(上限2万円/月)



やまやま

富山市で
学ぼう！

就職祝い金

卒業後、取得した資格を活かし、市内の事業所等に就職した場合、就学中、市内に居住していた期間に応じて、

**居住期間1ヶ月あたり
1万円を支給！**

対象者の主な要件

【家賃の支援】

- ①富山県外から転入、市内の養成機関に入学し、介護・看護の資格取得を目指していること。
- ②富山市に住民登録されていること。
- ③市内の賃貸住宅等に居住していること。
- ④卒業後、取得した資格を活かし、市内の事業所に5年以上勤務する意向であること。
- ⑤本人もしくはその保護者が家賃を支払っていること。
- ⑥当該補助金とは別に他の助成金等を受けていない、過去に当該補助金を受けていないこと。
- ⑦暴力団員等ではないこと。

【就職祝い金】

- ①上記の家賃補助金の交付を受けて、市内の養成機関を卒業したこと。
- ②市内の養成機関を卒業後、取得した資格を活かし、市内の事業所に5年以上勤務する意向であること。
- ③富山市に住民登録されていること。
- ④暴力団員等でないこと。

申請書類

【家賃の支援】

- ①富山市介護・看護資格取得者支援事業（家賃助成分）補助金交付申請書
- ②市内の養成機関の学生であることを証明する書類の写し
- ③賃貸住宅契約書の写しもしくは賃貸借していることが分かる書類
- ④誓約書兼同意書
- ⑤その他必要と認めるもの

【就職祝い金】

- ①富山市介護・看護師取得者支援事業（就職分）祝い金交付申請書
- ②雇用を証明する書類の写し又は就業証明書
- ③誓約書兼同意書
- ④市内の養成機関の卒業証明書の写し
- ⑤その他必要と認めるもの

注意事項

- ①予算の範囲内の交付となるため、予算額に達した場合は、交付できない場合があります。
- ②家賃の補助については、共益費や駐車場料金等は含みません。
- ③5年以上、市内の事業所等に勤務しなかった場合など、交付条件に違反した場合、支援金の返還を求める場合があります。
- ④補助金を受領後、市外へ転出し、再度、市内の養成機関に入学した場合は、支援金の対象とはなりません。
（1回限りの受給になります）
- ⑤就職祝い金の対象となる事業所は、取得した資格を活かす業務内容になりますので、事前にご相談ください。

【お問い合わせ】

富山市福祉保健部介護保険課管理係（市役所3階東館）

〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号

電話 076-443-2041（直通）

FAX 076-443-2076

メール kaigohoken-01@city.toyama.lg.jp



立山あおぐ特等席。富山市